

1. 計画の基本的考え方

1.1 計画の趣旨

近年、わが国では、地球温暖化等の地球環境の変化との関連が懸念される洪水、土砂災害や渇水被害が頻発しています。特に中山間地域が多くを占める地方においては人口減少、少子高齢化が進行し、安全で安心できる地域づくりが急務となっています。

高瀬川・小川原湖は、豊かな自然と「たから湖」と称される豊富な水産資源に恵まれており、内水面漁業や湖水浴などに利用される一方、塩分濃度が低いため湖面周辺の水田用水としても利用されるなど、住民と密接に係わった営みが行われています。

一方、海跡湖である小川原湖周辺は標高の低い平地が広がり、過去に幾度も浸水被害を受けていることから災害の防止が求められています。高瀬川・小川原湖の整備にあたっては、豊かな自然環境や漁業・農業など地域社会との関わりから、災害防止と環境の保全を両立することが必要です。

「高瀬川水系河川整備計画（大臣管理区間）」（以下、本計画）は、高瀬川の河川特性を踏まえ、安全で安心でき、小川原湖の自然の恵みと豊かな自然環境を保全する河川整備を目的としています。

本計画は、河川法の三つの目的である

- 1) 洪水、高潮等による災害発生防止
- 2) 河川の適正利用と流水の正常な機能の維持
- 3) 河川環境の整備と保全

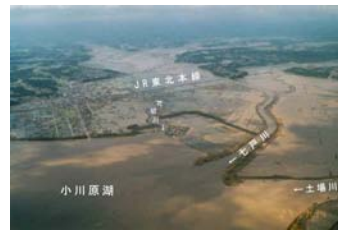
が総合的に達成できるよう、河川法第 16 条に基づき、平成 16 年 10 月に策定された「高瀬川水系河川整備基本方針」に沿って、河川法第 16 条の二に基づき、当面実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す法定計画を定めるものです。

1.2 計画の基本理念

高瀬川ならびに小川原湖の河川・湖沼整備は、洪水や濁水などの災害から人々の暮らしを守る「安全と安心の確保」、現在の塩分濃度の低い汽水環境^{※1}を守り豊かな水産資源と周辺の水利用を可能にする「微汽水環境^{※2}を後世に残し、伝える」、周囲の豊かな自然環境がおりなす地域の風土を未来に残し伝えていくため「地域とともに歩む河川・湖沼の維持保全」の3つを基本理念とし、計画を策定します。

◆安全と安心の確保

過去の水害の歴史を踏まえ、将来にわたって人々が安全かつ安心に暮らせる地域の形成を目指します。



平成2年10月洪水
(東北町七戸川合流部)

◆微汽水環境を後世に残し、伝える

小川原湖の微汽水環境を保全し、豊かな自然環境を、後世へと継承することを目指します。



小川原湖 湖口部

◆地域とともに歩む河川・湖沼の維持保全

小川原湖の豊かな自然環境と独特な水辺景観を保全し、富栄養化^{※3}対策等流域一体となった湖沼環境の維持・保全を行うため、地域と連携した川づくりを目指します。



湖岸清掃の様子

※1 汽水： 海水と淡水との混合によって生じた水

※2 微汽水環境： 小川原湖の塩分濃度の薄い汽水を「微汽水環境」と表現しています。

※3 富栄養化： 湖沼など停滞水域中に含まれる窒素やリンなど栄養塩濃度が高まった結果、それらを取りこみ成長する植物プランクトン等の生物の活動が活発化し、異常増殖を起こす現象。

1.3 計画対象区間

河川整備計画において対象とする区間は、大臣管理区間（直轄管理区間）とします。

表 1.3.1 計画対象区間

河川名	上流端	下流端	延長(km)	適用
高瀬川 (小川原湖及び七戸川を含む)	【左岸】 青森県 ^{かみきたぐんとうほくまち} 上北郡 ^{うわの} 東北町大字上野 字北谷地347番の2地先 【右岸】 青森県 ^{きたやち} 上北郡 ^{うわの} 東北町大字上野 字北谷地106番地先	海に至る	40.1	昭和47年4月26日 建設省告示第881号



図 1.3.1 河川整備計画の対象区間（大臣管理区間）

1.4 計画対象期間

本整備計画の対象期間は、概ね30年間とします。

なお、本計画は現時点の流域における社会経済状況、自然環境の状況、河道状況等を前提として策定するものであり、策定後に河川の整備状況・地域の社会状況・自然状況等の変化や新たな知見・技術の進捗等により、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。